

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等
において協議が調っていることの証明書（案）

令和7年8月1日に開催した今治市地域公共交通活性化協議会において、
下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

菊間地域乗合タクシー

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

菊間地域全域で乗降場所は利用者が指定する任意の場所

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和7年10月1日から実施

令和7年8月1日

今治市地域公共交通活性化協議会
会長 土居 忠博

菊間地域乗合タクシー運行業務プロポーザル選定委員会選定結果

1 日 時 令和 7 年 6 月 26 日（木）10:00～

2 出 席 者

委 員 土居 忠博（今治市副市長）
丹治 靖代（今治市社会福祉協議会介護福祉課長）
山本 悟史（四国運輸局愛媛運輸支局首席運輸企画専門官）
松浦 和仁（愛媛県東予地方局地域政策課長）

3 評価点数

提案事業者	常盤タクシー株式会社
評価点	320

（400 点満点）

4 選定結果

目的を達成できるものと判断し、常盤タクシー株式会社を契約候補者として選定する。

本仕様書は、菊間地域における乗合タクシー運行業務の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

瀬戸内運輸株式会社の運行する路線バス菊間線の縮小に伴い、その影響が大きい菊間地域における市民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシーの運行業務を委託する。

2 委託事業 菊間地域乗合タクシー運行業務

3 事業主体 今治市地域公共交通活性化協議会

4 運行主体

運行開始までに道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの者。なお、許可申請等に要する費用は、運行事業者が負担するものとする。

5 業務委託期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※ 運行予約の受付の開始は令和7年9月24日からとする

※ 委託期間の業務実績を踏まえ契約更新をすることがある。

6 運行区域

別紙「菊間地域乗合タクシー運行図」のとおり

7 業務内容

(1) 運行方法

① 運行エリア、運行ダイヤ等に基づき、予約制の「乗り合い方式」により、乗車場所から目的地（降車場所）まで運行（区域運行）する。この場合、予約状況に応じた運行距離を優先した最適な運行経路及び順序で運行し、予約のない乗車場所は経由しない。

② 予約のない便は運行しない。

(2) 利用対象者

① 利用対象者は、運行区域内の住民に限定しない。

② 未就学児だけの利用はできない。

(3) 運行区域、運行日、運行便数

運行区域	運行形態・方法	運行日 運行便数
菊間地域内	菊間地域内の利用者が指定する任意の場所間の移動	週6日 (月～土) 各6便

※ なお、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は運行しない。

(4) 運行ダイヤ

菊間地域内移動

	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
菊間地域間の移動	8:30～ 9:00	10:00～ 10:30	11:30～ 12:00	13:30～ 14:00	16:00～ 16:30	17:30～ 18:00

(5) 利用区間

菊間地域内移動

菊間地域内の利用者が指定する任意の場所間

(6) 運行車両

- ① 本業務に使用する車両は、運行事業者が所有する小型・中型タクシーとし、1便当たり1台で運行することを基本とするが、予約状況及び車両定員に応じて追加車両を1台まで配車すること。追加車両を配車して運行する場合、ワゴン型タクシーを用いて1台で運行することは可とするが、別途定める委託料等について協議するものとする。なお、本業務に使用する車両の運行時間外の専属性は求めないものとする。
- ② 車両は、業務の遂行に必要な各種法令に適合するものであること。
- ③ 車両の点検及び清掃を適宜実施し、適正な維持管理に努め、本業務の運行に支障がないよう対応すること。
- ④ 本業務の運行にあたっては、乗合タクシーであることが分かるように、市が貸与するマグネットシートを車両の両側面等に掲示するものとする。

(7) 乗降場所等（停留所）

菊間地域内で利用者が指定する任意の場所とする。ただし安全な運行に支障がある場合を除く。

(8) 利用料金（運賃）

- ① 今治市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」）が定める利用料金（運賃）について、降車時に現金により運転手が利用者から支払いを受けるものとする

る。

② 徴収した利用料金は、協議会の収入とし、協議会が発行する納入通知書により運行月の翌月末までに指定口座に振り込むものとする。

(9) 予約受付及び配車に関すること

① 運行事業者は、予約センターを設置し、利用者からの予約を電話等により受け付け、運行経路の選定・配車を行い、予約者に送迎時間等の連絡を行うなど円滑な運行を実施するものとする。

② 予約センターの受付期間は、運行の開始日の1週間前から契約期間の末日までとする。予約受付時間は運行日の8:30~19:00とし、利用希望日の1週間前から希望する便の受付締切時間までの予約とする。予約のキャンセルも同様とする。

③ 予約センターは、既存の一般乗用旅客自動車運送事業との併用を可とし、本業務における専属性は求めないものとする。なお、予約受付に関する費用は、全て運行事業者の負担とする。

(10) 事故対応及び損害賠償

① 運行事業者は、事故等緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに協議会に報告するとともに事故報告書（様式自由）を作成し提出するものとする。

② 天災や不測の事態等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止又は遅延する場合は、速やかに協議会に報告するとともに、予約していた利用者に対してその旨を連絡すること。

③ 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。

(11) 苦情等の処理について

運行事業者は、利用者からの苦情・問い合わせ等に誠実に対応するとともに、苦情の処理については苦情処理報告書（様式自由）を作成し、協議会に提出するものとする。

(12) 実績報告等について

① 運行事業者は、市が用意する運行実績報告システムにより、利用者等の運行記録に関する報告を運行月の翌月10日までに行うものとする。

② 随時、運行事業者は協議会の求めに応じて、必要なデータ等を報告するものとする。

8 委託料

予約により運行した車両の実車区間に対し、愛媛県今治交通圏におけるタクシー運賃基準（時間距離併用制運賃）を適用した場合の運賃額（メーター運賃）に運行管理費として月2万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を加えた額を委託料

とする。

協議会は、運行事業者からの実績報告に基づき、請求受理後30日以内に支払うものとする。

9 注意事項

- (1) 運行事業者は、道路運送法、道路運送法施行令、道路運送法施行規則並びにその他関係法規及び通知等を遵守の上、本運行業務を遂行すること。
- (2) 運行事業者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (3) 運行事業者は、業務を円滑に遂行するため、利用者の利便性の向上を図るため、適宜、協議会と打合せを行わなければならない。
- (4) 運行事業者は、運転手や予約受付者など本事業に従事する者に対して、必要な指導や教育を実施し、乗合タクシーの運行に支障を来たさないよう万全を期すこと。
- (5) 運行事業者は、公共交通を運行することにより地域の活性化、まちづくりを担うという認識のもと、本実証運行に臨むものとする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた事項については、協議会と運行事業者の双方が協議の上、定めるものとする。

11 担当部署

今治市地域公共交通活性化協議会事務局

(今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課内)

担当：越智・八木・長野

住所：794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

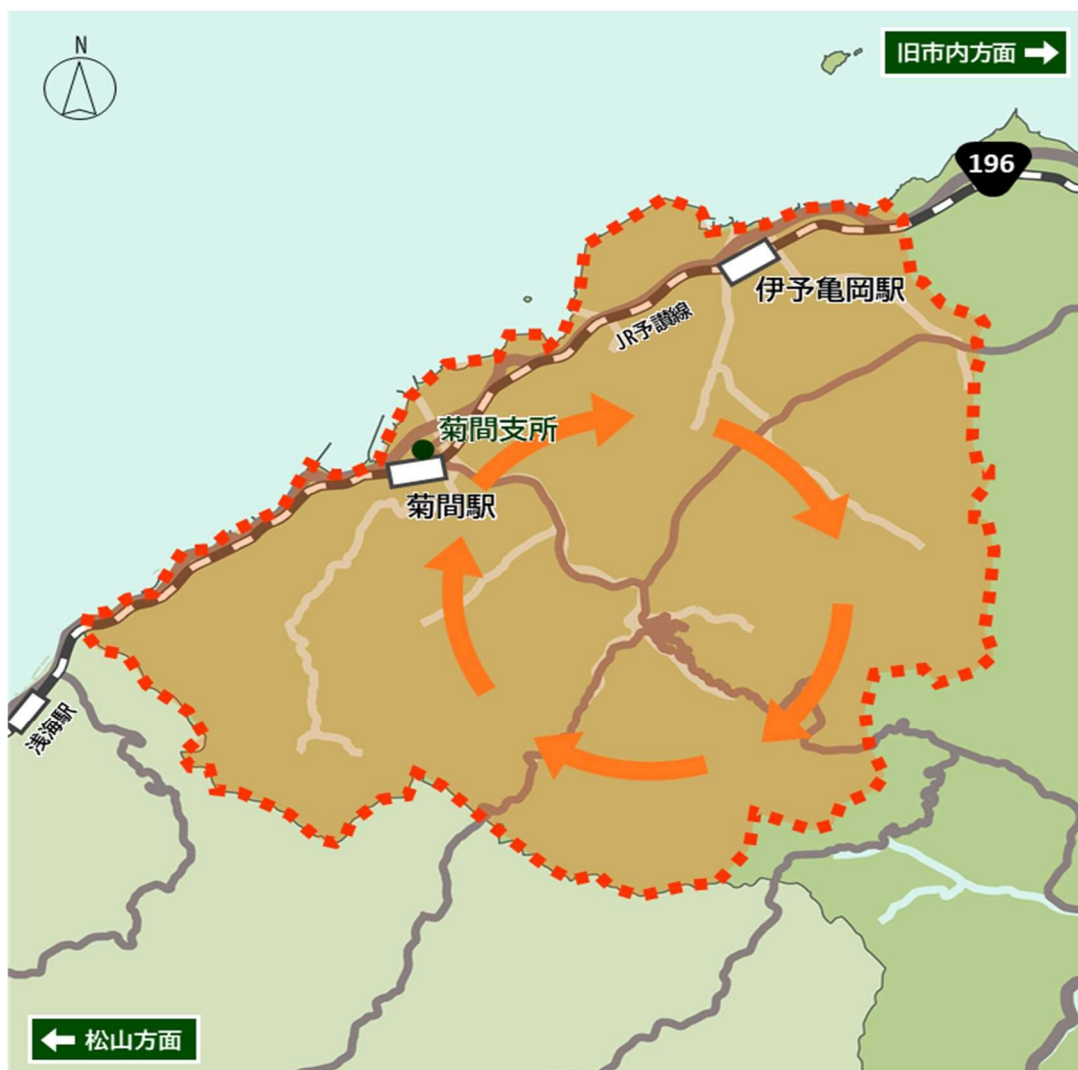
電話：0898-36-1514 FAX：0898-32-5211

電子メール：chiiki@imabari-city.jp

別 紙

菊間地域乗合タクシー運行図

(イメージ)



(2)公共交通の位置付け・役割

移動区間や利用目的等に応じて公共交通の位置付け・役割を以下のとおり整理します。

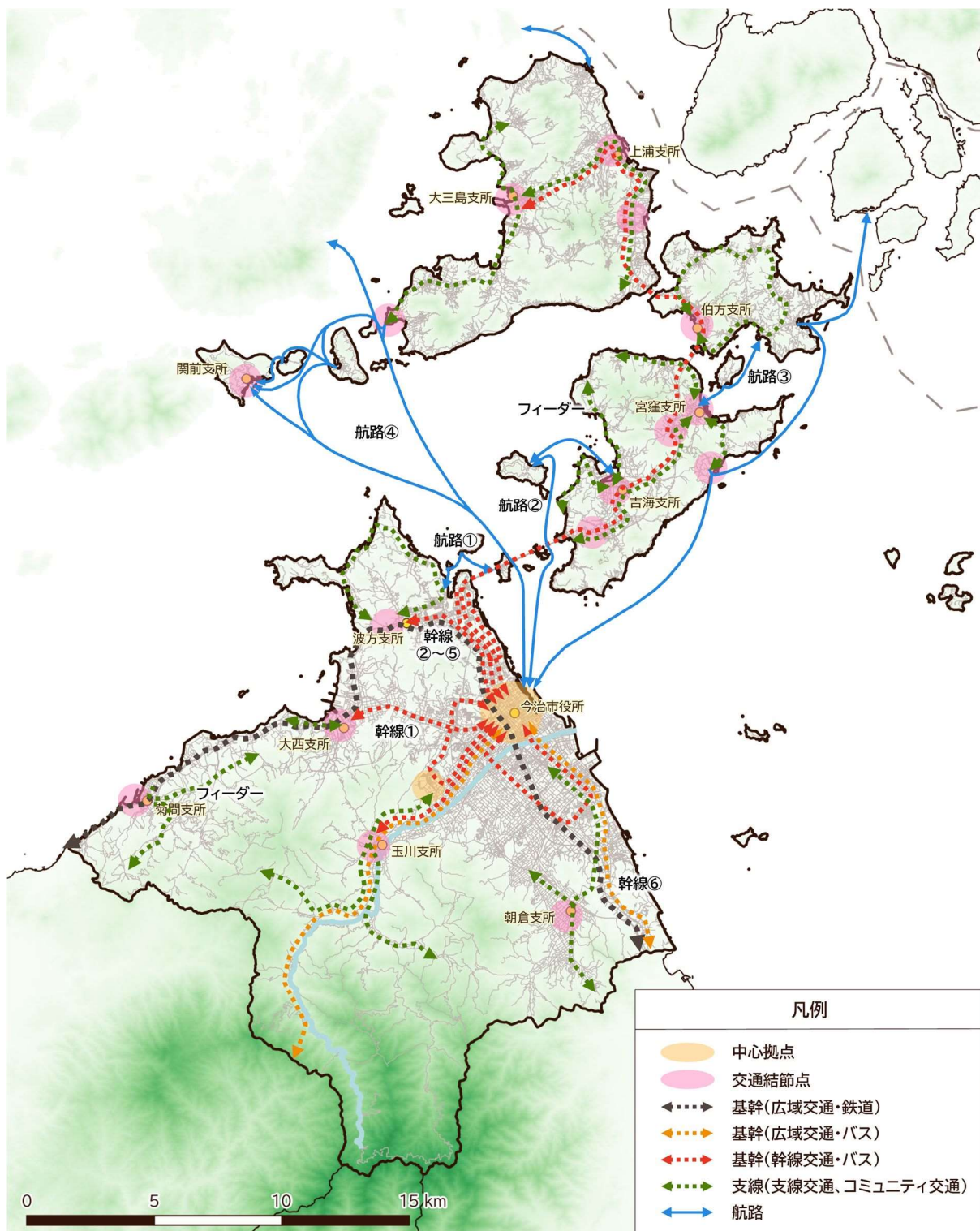
▼公共交通の位置付け・役割

位置付け		路線・系統	役 割	確保・維持策
基 幹	広域交通	・JR 予讃線 ・各高速バス路線 ・路線バス(特急線、周桑営業所線) ・航路(盛～忠海、今治～木江、今治～土生) ・路線バス(新居浜線)	・市域を跨ぐ都市拠点間の移動を支える。 ・通勤通学等の日常生活だけでなくビジネス、観光等多様な目的の移動を担う。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行サービス水準を確保する。
		・地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行を目指す。		
	幹線交通	・路線バス(急行線、桜井団地・唐子台循環線、桜井団地線、星之浦線、小浦大浜線、イオン線、玉川支所線、桜井線、シャトルバス)	・市民生活を支える幹線軸として拠点間を結ぶ。 ・通勤通学、買物、通院等の日常生活を支えるとともに、広域交通と接続することで観光、ビジネス等多様な目的の移動を担う。	・交通事業者と協議の上、一定以上の運行サービス水準を確保する。
		・路線バス(菊間線、小部・波方ループ線)		・地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し持続可能な運行を目指す。 ・需要や運行実績に基づき、必要に応じて幹線交通と支線交通に整理する。
		・航路(尾浦～宮窪、岡村～今治)		・地域公共交通確保維持事業(離島航路補助)を活用し持続可能な運行を目指す。
	支 線	支線交通	・路線バス(友浦・大島営・BS・下田水線、早川線、友浦線、伯方循環線、宗方線、肥海線) ・航路(津島～幸)	・地域の生活拠点(交通結節点)を中心として地域内を運行する。 ・主に日常生活での移動を担う。
・航路(波止浜～馬島、今治～津島)			・地域公共交通確保維持事業(離島航路補助)を活用し持続可能な運行を目指す。	
コミュニティ交通		・乗合タクシー(朝倉地域、玉川地域)	・他の交通が難しい地域(交通不便地域)において、生活基盤を支えるために、幹線交通・支線交通に接続する。	・交通事業者と連携した取組等により、一定以上の需要を確保する。
		・乗合タクシー(吉海地域、 菊間地域)		・地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)を活用し持続可能な運行を目指す。
タクシー		・市内を営業するタクシー事業者	・個別輸送によるドアツードアのきめ細やかな移動を担う。	・交通事業者と連携した取組等により、持続可能な運行を目指す。

(3) 将来の公共交通ネットワークイメージ

将来における公共交通ネットワークのイメージを以下に示します。

▼将来における公共交通ネットワークイメージ図



幹線：地域間幹線系統確保維持費補助路線

フィーダー：地域内フィーダー系統確保維持費補助路線

航路：離島航路運営費等補助航路